

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
翌日及びその翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更(地方課)

字の区域の変更等(〃)

土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による字谷地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成四年二月三日現在の地番による。)

大字字谷字屋敷

大字字谷字屋敷のうち七七五、七七六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字字谷字濱山

大字字谷字濱山のうち八二一、八三一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八一七、八一八の一、八一八の三、八一九と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字字谷字荒濱

大字字谷字屋敷七七五、七七六及びこれらと一体をなす国有地

大字字谷字濱山八二一、八三一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八一七、八一八の一、八一八の三、八一九と一体をなす国有地の一部

大字字谷字丁田

大字字谷字丁田のうち九四二の一、九四三の一、九四三の二、九四四、九四五、九四六の一、九四六の二、九四七の一、九五五の二、九五六の一、九五六の五、九五七の一、九五七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日光地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の区域</p>	<p>同上の区域(平成四年七月九日現在の地番による。)</p>
<p>大字日光字小渡</p>	<p>大字日光字小渡のうち三一の一、三一の二、三五の一、三五の二、三六と一体をなす国有地以外の区域 大字日光字坂口八三の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字日光字與助谷</p>	<p>大字日光字與助谷のうち六一、七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字日光字坂口</p>	<p>大字日光字小渡三一の一、三一の二、三五の一、三五の二、三六と一体をなす国有地の一部 大字日光字與助谷六一、七〇と一体をなす国有地の一部 大字日光字坂口のうち七一の一から七一の六まで、七二の</p>

<p>大字日光字北谷</p>	<p>一から七二の五まで、七三、七五の一から七五の六まで、八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日光字北谷口八四の一、八四の二の一部、八四の三の一部、八五、八五の一、八五の二、八六、八七、八七の一、八八、八八、八九、九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日光字三反田</p>	<p>大字日光字與助谷七〇と一体をなす国有地の一部 大字日光字坂口七一の一から七一の六まで、七二の一から七二の五まで、七三、七五の一から七五の六まで及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字北谷口九〇の一、九〇の二の一部、九一の一、九一の二、九二の二、九三の一 大字日光字三反田のうち二六、二七の一の一部、二九の一の一部、一三〇、一三一の一の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日光字下ノ谷一三八、一三九、一四〇の一、一四一、一〇九一と一体をなす国有地の一部 大字日光字犬山谷一四六の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一、一四八、一五〇と一体をなす国有地 大字日光字犬山口一五四の一の一部、一五四の二から一五四の五まで、一六七の一、一六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字日光字堂ノ前一八二の一の一部、一八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八五と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字日光字下ノ谷</p> <p>大字日光字下ノ谷のうち一三八、一三九、一四〇の一、一四一、一〇九一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字日光字犬山</p> <p>大字日光字犬山谷のうち一四六の二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の一、一四八、一五〇と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字日光字犬山</p> <p>大字日光字犬山口のうち一五四の二から一五四の五まで、一六七の一、一六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字日光字堂ノ前一七〇の一の一部、一七三の一の一部、一七五の一の一部、一七七の一の一部、一七八の一の一部、一八〇の一の一部、一八一の一の一部、一八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字日光字蓮田二二七の一の一部、二二八の一の一部、二一九の一の一部、二一九の二、二一九の一部、二三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>前 大字日光字堂ノ</p> <p>大字日光字三反山二二六、一二七の一の一部、一二九の一の一部、一三〇、一三一の一の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字日光字犬山口一五四の一の一部</p> <p>大字日光字堂ノ前のうち一七〇の一の一部、一七三の一の一部、一七五の一の一部、一七七の一の一部、一七八の一の一部、一八〇の一の一部、一八一の一の一部、一八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字日光字北ノ谷二一〇の四、二二二、二二三の一部、二二四の一の一部、二二四の二の一部、二二五の二の一部、二一六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二一〇の二、二一〇の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字日光字蓮田二二七の一の一部、二二七の二、二二八の一の一部、二一八の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日光字北ノ谷</p> <p>大字日光字北ノ谷のうち二一〇の四、二二二、二二三、二二四の一、二二四の二、二二五の一、二二五の二、二一六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二一〇の二、二一〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字日光字蓮田</p> <p>大字日光字北ノ谷二二三の一部、二二四の一の一部、二二四の二の一部、二二五の一、二二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字日光字蓮田のうち二二七の一、二二七の二、二二八の一の一部、二二八の二、二二九の一の一部、二二九の二、二二九の三、二二九の四、二二九の五、二二九の六、二二九の七、二二九の八、二二九の九の一部、二四〇の一、二四〇の七、二四二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字日光字大谷前二五三、二五四の一、二五五の二、二五六の一、二六一の二、二六二の二、二六三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字日光字大谷二八四、二八五の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字日光字柵ヶ鼻四八九の四の一部、四八九の五の一部、四八九の六、四八九の七の一部</p>	<p>前 大字日光字大谷</p> <p>大字日光字大谷前のうち二五三、二五四の一、二五四の二の一部、二五五の二、二五六の一、二五八から二六〇までの一部、二六一の一の一部、二六一の二、二六二の一、二六二の二、二六二の八、二六三の一、二六三の二、二六三の八、二六三の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字日光字大谷二六五、二六六、二六八、二六九、二八一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字日光字大谷のうち二六五、二六六、二六八、二六九、</p>	

<p>大字日光字彦四郎屋敷</p>	<p>二八一の一、二八四、二八五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字日光字伝助谷</p>	<p>大字日光字蓮田二四〇の一、二四〇の七、二四二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字大谷前二五四の三の一部、二五八から二六〇までの一部、二六二の一、二六三の八、二六三の九及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字彦四郎屋敷のうち三二二の一、三二二の六の一部、三二六の一、三二七の一の一部、三二七の二、三二八の一の一部、三二八の二の一部、三二九の一の一部、三三〇の一の一部、三三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日光字杵ヶ鼻四八八の一から四八八の三までの一部、四八九の四の一部、四八九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日光字西浜 測ノ上</p>	<p>大字日光字伝助谷のうち三四五の一及び三四五の一、三四五の三と一体をなす国有地以外の区域 大字日光字彦四郎屋敷三二二の一、三二二の六の一部、三二六の一、三二七の一の一部、三二七の二、三二八の一の一部、三二八の二の一部、三二九の一の一部、三三〇の一の一部、三三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字日光字伝助谷三四五の一及び三四五の一、三四五の三と一体をなす国有地の一部 大字日光字西浜測ノ上のうち三七〇の一部、三七一の一部、三七二の一の一部、三七二の二の一部、三七三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字日光字西浜 測ノ下</p>	<p>大字日光字西浜測ノ中三八〇の一部 大字日光字中澤四八二の一の一部、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字杵ヶ鼻四八六の一部、四八七の一の一部、四八七の三の一部、四八八の一から四八八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日光字土手 ノ下</p>	<p>大字日光字西浜測ノ上三七〇の一部、三七一の一の一部、三七二の一の一部、三七二の二の一部、三七三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七三の一と一体をなす国有地の一部 大字日光字西浜測ノ中のうち三八〇の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日光字西浜測ノ下のうち四一〇の一部、四二二の一、四二二の二、四二三の一部、四一七の三の一部、四一八の一部、四一九の一部、四一九の一の一部、四二〇の一の一部、四二〇の二、四二〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日光字中澤四八一の一部、四八二の二の一部及び四七八、四八一、四八二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字日光字東浜 測</p>	<p>大字日光字西浜測ノ下四二〇の一部、四二二の一、四二二の二、四二三の一部、四一八の一部、四一九の一部、四一九の一の一部、四二〇の一の一部、四二〇の二、四二〇の三及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字土手ノ下のうち四四二の一部以外の区域 大字日光字東浜測四六〇の一部、四六六の一部、四六九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字中澤四七六の三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字日光字西浜測ノ中三八四の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字日光字杵ヶ鼻</p>	<p>大字日光字蓮田二三八の八、二三八の九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字杵ヶ鼻のうち四八三の一部、四八四の一部、四八六の一部、四八七の一部、四八七の三の一部、四八八の一部、四八八の二、四八八の三の一部、四八九の四の一部、四八九の五の一部、四八九の六、四八九の七の一部、四九九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日光字松ヶ鼻五九〇の六、五九〇の七、五九三の一、五九四の一の一部、五九五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字宮ノ前五九八の四の一部、六〇二の一の一部、六〇二の三の一部、六〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字日光字杵ヶ鼻</p>	<p>大字日光字蓮田二三八の八、二三八の九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字杵ヶ鼻のうち四八三の一部、四八四の一部、四八六の一部、四八七の一部、四八七の三の一部、四八八の一部、四八八の二、四八八の三の一部、四八九の四の一部、四八九の五の一部、四八九の六、四八九の七の一部、四九九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日光字松ヶ鼻五九〇の六、五九〇の七、五九三の一、五九四の一の一部、五九五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字宮ノ前五九八の四の一部、六〇二の一の一部、六〇二の三の一部、六〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日光字松ヶ鼻</p>	<p>大字日光字松ヶ鼻四九六の一、四九六の五の一部、四九六の八、四九八、四九九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字越路口五〇〇の一部、五〇一の一部、五〇一の三の一部、五〇五の二の一部、五〇五の三、五〇六の一、五〇六の二の一部、五〇六の三の一部、五〇六の四、五〇六の五、五一一の一から五一一の五まで、五一一、五一一三、五一一四の五から五一一四の九まで、五一一五、五一一六の二、五一一七及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字松ヶ鼻五九四の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字日光字宮ノ前五九八の一、五九八の四の一部、五九九の一、六〇一の二、六〇二の一の一部、六〇二の三の一部、六〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字日光字松ヶ鼻</p>	<p>大字日光字松ヶ鼻四九六の一、四九六の五の一部、四九六の八、四九八、四九九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字越路口五〇〇の一部、五〇一の一部、五〇一の三の一部、五〇五の二の一部、五〇五の三、五〇六の一、五〇六の二の一部、五〇六の三の一部、五〇六の四、五〇六の五、五一一の一から五一一の五まで、五一一、五一一三、五一一四の五から五一一四の九まで、五一一五、五一一六の二、五一一七及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字松ヶ鼻五九四の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字日光字宮ノ前五九八の一、五九八の四の一部、五九九の一、六〇一の二、六〇二の一の一部、六〇二の三の一部、六〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日光字越路口</p>	<p>大字日光字越路口のうち五〇〇、五〇一の一、五〇一の三、五〇二から五〇四まで、五〇五の一から五〇五の三まで、五〇六の一から五〇六の五まで、五一一の一から五一一の五まで、五一一、五一一三、五一一四の五から五一一四の九まで、五一一五、五一一六の一、五一一六の二、五一一七及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字日光字越路口</p>	<p>大字日光字越路口五〇〇の一部、五〇一の一の一部、五〇一の三の一部、五〇五の二の一部、五〇五の三、五〇六の一、五〇六の二の一部、五〇六の三の一部、五〇六の四、五〇六の五、五一一の一から五一一の五まで、五一一、五一一三、五一一四の五から五一一四の九まで、五一一五、五一一六の二、五一一七及びこれらと一体をなす国有地 大字日光字松ヶ鼻五九四の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字日光字宮ノ前五九八の一、五九八の四の一部、五九九の一、六〇一の二、六〇二の一の一部、六〇二の三の一部、六〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字日光字宮ノ下</p>	<p>大字日光字宮ノ下六二五の一部、六二六の一部、六二六の二の一部、六二六の三、六二七の一部、六二七の一部、六二七の二から六二七の四まで、六二八の一部</p>
<p>大字日光字宮ノ下</p>	<p>大字日光字西浜洲ノ中三八四の二の一部 大字日光字東浜洲四七五の一部 大字日光字中澤四七六の二の一部、四七七の一部、四七七の二の一部、四七八、四七九、四八一の一部、四八一の一、四八一の二、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字日光字宮ノ下のうち六二五の一部、六二六の一部、六二六の二の一部、六二六の三、六二七の一部、六二七の二の一部、六二七の二から六二七の四まで、六二八の一部、六三九の二の一部、六三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字日光字西浜洲ノ中、大字日光字中澤</p>
-----------------	---------------------------

鳥取県告示第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡泊村大字宇谷九九三一尾坂輝政ほか七十二人の者（宇谷地区土地改良事業共同施行）が共同して行う土地改良事業に係る宇谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業に係る日光地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次